

なくそう！望まない受動喫煙 マナーからルールへ

多くの人が利用するすべての施設において、

2020年4月から

原則 室内禁煙となります。

全ての人に屋内禁煙を守る義務が課されています！



2019年7月1日から「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。



2020年4月1日から「原則室内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。



2020年4月1日から「原則室内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていないくても、他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙や、喫煙者が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。

いずれの煙にもニコチンやタールなど多くの有害物質が含まれていて、20歳未満や病気の人が受動喫煙すると、健康へ大きな悪影響があります。

みなさんの健康を守るために健康増進法が一部改正され、飲食店や病院など、施設に合わせた喫煙ルールが定められました。また、室内に喫煙室を設置する際は、標識の掲示や20歳未満の立入禁止、「たばこ煙の流出を防止するための技術的基準」などが義務付けられます。

各施設の管理者およびその利用者はルールを厳守し、望まない受動喫煙が生じないように、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ 健康増進課 ☎853-7961

施設の管理権限者などの主な義務内容



施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。



20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。



義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

厚生労働省ホームページ

なくそう！望まない受動喫煙



那覇市ホームページ

那覇市 受動喫煙防止対策



スマートフォンで市税や保険料の納付ができるようになります

24時間
いつでもどこでも

4月1日から、スマートフォンなどのLINEアプリ、PayPayアプリを使って市税や保険料の納付ができるようになります。

24時間、いつでもどこでも市税や保険料の納付ができます。ぜひご利用ください。

スマホ収納で納付できる市税など（令和2年4月1日現在）

- ・市・県民税（普通徴収） ・固定資産税 ・軽自動車税
- ・国民健康保険税 ・後期高齢者医療保険料 ・介護保険料

納付手続きに必要なもの

- ・コンビニ収納用バーコードが印字された納付書（自宅に届きます）
- ・事前にアプリをインストールしたスマートフォンやタブレット端末

利用方法

アプリを起動し、納付書のバーコードをカメラで読み取り、内容を確認して納付します。



お財布マークの「ウォレット」タブ内「請求書支払い」をタップ



立ち上がったコードリーダーでお手元の請求書のバーコードを読み込む



内容を確認して支払い完了！

LINE Payアプリ
起動ページ



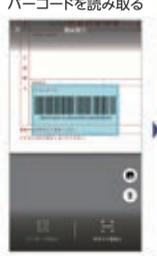
LINE Payの
使い方



STEP 1
アプリのホーム画面にある「スキャン」をタップ



STEP 2
払込票のバーコードを読み取る



STEP 3
支払金額を確認し「支払う」をタップ



カンタン
3ステップで
納付完了！



PayPayアプリ
ダウンロードページ



PayPayの登録
方法と使い方



注意点

・スマホ収納は、領収証書は発行されません。領収証書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。（市役所窓口で納税証明書を発行する場合は、納付確認に通常2週間ほどかかります。特に軽自動車の車検の際はご注意ください）

・次の納付書はスマホ収納を利用できません。●30万円を越える納付書 ●使用期限を過ぎている ●納付金額が訂正されている ●バーコードが印字されていない ●破損や汚損などでバーコードを読み取ることができない

スマホ収納の詳細内容はホームページをご覧ください →



○スマホ収納についてのお問い合わせ

納税課 ☎861-6902 国民健康保険課 ☎862-4262
チャージがじゅう課 ☎862-9010

○各種税・保険料の内容についてのお問い合わせ

市・県民税（普通徴収）について 市民税課 ☎861-3328
軽自動車税について 市民税課 ☎862-9903
固定資産税について 資産税課 ☎862-5320
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について
国民健康保険課 ☎862-4262
介護保険料について チャージがじゅう課 ☎862-9010



令和2年は 国勢調査 の年です！

企画調整課 統計グループ ☎951-3223

令和2年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象として、人口や世帯数をはじめ、男女や年齢別などの人口構造や世帯構成・居住状況を調べる、日本の未来をつくるために必要な、国の最も重要な統計調査です。調査結果は、さまざまな行政施策の基礎資料として利用されます。

日本に住むすべての人・世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。

開始100年の国勢調査、はじまります

調査に協力していただける調査員と事務職員を募集しています。詳しくは本誌6ページをご覧ください。



国勢調査2020 詳しくはキャンペーンサイトへ

